ハ　市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用　当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）

(2)　国庫は、予算の範囲内で、子ども手当に関する事務の執行に要する費用を負担するものとした。（第一七条第三項関係）

(二)　市町村に対する交付

(1)　政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する子ども手当の支給に要する費用のうち、受給資格者等の区分に応じて定める割合に相当する額を交付するものとした。（第一八条第一項関係）

(2)　政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する子ども手当の事務の処理に必要な費用を交付するものとした。（第一八条第二項関係）

6　児童手当法との関係

(一)　受給資格者における児童手当法の適用

受給資格者のうち児童手当法の児童手当等の受給資格者に支給する子ども手当の額のうち、同法の規定によりその者に対して支給されるべき児童手当等の額に相当する部分については、同法の規定により支給する児童手当等とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとした。（第二〇条第一項及び第二項関係）

(二)　平成二二年度の月分の児童手当等の支給における特例

児童手当等の受給資格者は、平成二二年度分の児童手当等について、児童手当等の支給要件に該当しないものとみなすものとした。（第二一条関係）

7　雑則

(一)　子ども手当に係る寄附

(1)　受給資格者が、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、当該受給資格者に子ども手当を支給する市町村に対し、子ども手当の支払を受ける前に、当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、当該寄附を受けるため、受給資格者が支払を受けるべき子ども手当の額のうち当該寄附に係る部分を、受給資格者に代わって受けることができるものとした。（第二三条第一項関係）

(2)　市町村は、(1)により受けた寄附を、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために使用しなければならないものとした。（第二三条第二項関係）

(二)　時効等

時効、期間の計算、不服申立てと訴訟との関係、受給資格者の届出、市町村長の調査及び資料の提供等、公務員に子ども手当を支給する所属長の厚生労働大臣への報告、都道府県知事及び市町村長の意見の申出並びに事務の区分について定めるものとした。（第二四条～第三一条関係）

(三)　罰則

偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三〇万円以下の罰金に処するものとした。ただし、刑法に正条があるときは、刑法によるものとした。（第三三条関係）

8　附則

(一)　検討

(1)　政府は、児童養護施設に入所している子どもその他の子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等を含め制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第二条第一項関係）

(2)　政府は、平成二三年度以降の子育て支援に係る全般的な施策の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第二条第二項関係）

(二)　経過措置及び関係法律の整備

施行日の前日における児童手当等の受給者が、施行日において子ども手当の支給要件に該当するときは、子ども手当の認定の請求があったものとみなし、施行日の属する月から子ども手当の支給を始めるものとするなど、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うものとした。（附則第三条～第一九条関係）

9　この法律は、一部の規定を除き、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律（法律第二〇号）（国土交通省）

1　国の直轄事業に係る都道府県等の負担金の廃止

国が管理する道路、河川等の維持等に要する費用に係る都道府県等の負担金を廃止するため、次の関係法律の整備を行うこととした。（第一条～第八条関係）

(一)　砂防法（明治三〇年法律第二九号）

(二)　道路の修繕に関する法律（昭和二三年法律第二八二号）

(三)　道路法（昭和二七年法律第一八〇号）

(四)　積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三一年法律第七二号）

(五)　高速自動車国道法（昭和三二年法律第七九号）

(六)　共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三八年法律第八一号）

(七)　河川法（昭和三九年法律第一六七号）

(八)　電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三九号）

2　平成二二年度の特例

(一)　災害による危険な状況に対処するために速やかに施行することを要する砂防設備に係る工事については、平成二二年度に限り、都道府県等がその費用の一部を負担することとした。（第一条関係）

(二)　安全かつ円滑な道路の交通に支障を生ずることを防止するために速やかに行う必要がある道路を構成する施設又は工作物に係る特定の事業については、平成二二年度に限り、都道府県等がその費用の一部を負担することとした。（第三条及び第五条関係）

(三)　災害の発生を防止し、又は流水の正常な機能を維持するために速やかに行う必要がある河川管理施設に係る工事又は河川の管理のための設備の更新については、平成二二年度に限り、都道府県等がその費用の一部を負担することとした。（第七条関係）

3　この法律は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律（法律第二一号）（国土交通省）

一　国土調査促進特別措置法の一部改正関係

1　国土調査事業として国の機関又は都道府県が行う基本調査を、地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量（このために必要な基準点の測量を含む。）並びに土地分類調査の基準点の設定のための調査に係るものとした。（第二条関係）

2　国土交通大臣は、平成二二年度を初年度とする国土調査事業十箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととした。（第三条関係）

二　国土調査法の一部改正関係

1　国土調査を行う者は、当該国土調査の開始前に、公示をしなければならないこととした。（第七条関係）

2　都道府県又は市町村は、国土調査を適正かつ確実に実施することができると認められる者として一定の要件に該当する法人に、国土調査に係る調査、測量等を委託することができることとした。（第一〇条関係）

3　国土調査の実施を委託された法人が国土調査を実施する場合にあっては、その実施を委託した都道府県又は市町村が、国土調査と関係がある測量又は調査を行う人又は法人に対して報告及び資料の提出を求めることができることとした。（第二三条関係）

4　植物等を伐除させ、又は土地の使用を一時制限し、若しくは土地等を一時使用したために損失を生じた場合においては、伐除させ、又は一時制限し、若しくは一時使用した者等は、その損失を受けた者に対して、相当の価額により、その損失を補償しなければならないこととした。（第二九条関係）

5　地籍調査の実施を委託された法人が地籍調査を実施する場合にあっては、当該法人は、土地の所有者がこれに同意するときは、当該土地の分割又は合併があったものとして調査を行うことができることとした。（第三二条関係）

6　罰則に関し、所要の改正を行うこととした。（第三五条～第三七条関係）

三　附則関係

この法律は、平成二二年四月一日から施行することとした。ただし、罰則の改正については、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとした。